個別最適化学習用プラットフォーム利用ライセンスの調達契約書

（案）

奈良県教育委員会（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）は、個別最適化学習用プラットフォーム利用ライセンス（以下、「物件」という。）の調達に関し、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の契約条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約の目的）

第１条　乙は、甲が指定する仕様書記載のライセンスを提供する。なお、ライセンスの仕様その他の条件は、本契約に定めるほか別紙「仕様書」によるものとする。

（使用料）

第２条　使用料は、○○○○○○○○○円とする。

（うち取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額　金　○○○○○○○円を含む。）

（使用期間）

第３条　ライセンス使用期間（以下「使用期間」という。）は、下記のとおりとする。

令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで

（納入及び使用場所）

第４条　ライセンスの納入場所は、奈良県立教育研究所とし、使用場所は、甲が指定する奈良県立学校及び、各学校又は乙の申し出により甲の認める場所とする。

（契約保証金）

第５条　乙は、契約締結と同時に契約金額の１００分の１０に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、乙が次の各号の一に該当するものであるときは、甲は契約保証金を免除する。

（１）　保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者。なお、その保険証券を甲に寄託しなければならない。

（２）　過去２年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる者

２　前項の契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

（１）　契約保証金に代わる担保となる有価証券

（２）　銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証を証する書面

３　乙が納付した契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む）は、契約の履行後これを還付する。ただし、甲は、乙の目的物の種類又は品質に関する担保義務の終了までその全部又は一部を留保することができる。

４　請負代金の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の１００分の１０に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証額の減額を請求することができる。

（検査及び引渡し）

第６条　乙は、物件の納品を完了したときは、その旨書面をもって甲に報告しなければならない。

２　甲は、前項の規定による報告を受けたときは、報告を受けた日から起算して１０日以内に納品完了を確認するための検査（以下「検査」という。）を行わなければならない。なお、甲が必要と認めるときは、

乙と協議のうえ、検査の期間を延長することができる。
３　乙は、前項の検査の結果不合格となり、当該物件について補正を命じられた場合は、遅滞なく補正し、甲に補正完了届を提出して再検査を受けなければならない。
４　第二項の検査又は第三項の再検査は、甲が必要と認める場合には、第三者に委託して行うことができるものとする。
５　乙は、第二項の検査又は第三項の再検査に合格したときは、遅滞なく当該成果物を甲に引渡すものとする。

（ライセンス使用料の請求と支払い）
第７条　乙は、成果物が前条第二項の検査又は第三項の再検査に合格したときは、甲に使用料の支払いを請求することができる。
２　甲は、乙から前項に基づく正当な使用料の請求があったときは、支払い請求書を受理した日から３０日以内に当該使用料を乙に支払うものとする。

（契約不適合責任）
第８条　使用期間中、調達した物件が契約の内容に適合しないときは、乙の負担により、必要な補修及び交換を行うものとする。

（損害賠償）
第９条　甲は、第１２条第一項各号による契約解除した場合、及び物件に重大な欠陥が認められ、正常な運転等を維持できず、甲が業務遂行上損害を被ったときは、甲と乙が同意して選出した第三者の損害に対する評価に基づき、乙に対してその賠償を請求することができる。

（債権及び債務の相殺）
第１０条　甲は、この契約により乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、甲が乙に対し支払う使用料と相殺することができる。ただし、乙の支払うべき債務が甲の支払うべき金額を超えるときは、乙は、その超過分について甲の指定する期限内に甲に納付しなければならない。

（履行不能の場合の措置）
第１１条　乙は、その責に帰することができない事由により、契約の全部若しくはその一部を履行することができないときは、甲の承認を得て、当該部分についての義務を免れるものとし、甲は当該部分についての使用料の支払い義務を免れるものとする。

（契約の解除）
第１２条　甲は、次の各号の一に該当する場合においては、契約の全部またはその一部を解除することができる。
（１）　乙が公募に関し、不正な行為をしたとき。
（２）　乙がその責に帰する事由により使用期間開始日に契約上の義務を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。
（３）　乙が正当の理由がないのに契約の履行の着手を遅延したとき。
（４）　乙が契約の履行に関し、不正の行為をしたとき。
（５）　乙が正当の理由がないのに検査、検収、監督等関係職員の職務の執行を妨げたとき。
（６）　乙がこの契約に違反することにより、第一条に掲げる目的を達することができないと認められたとき。
（７）　乙が乙の都合により契約の解除を申し出たとき。
（８）　乙が故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。
２　前項の場合、乙が損害を被ることがあっても、甲はその責を負わない。

３　甲は、第一項に基づき本契約を解除しようとするときは、事前にその理由を記載した書面により乙に通知するものとする。
４　甲が第一項の規定において、契約を解除した場合、乙は、契約金額の１００分の１０に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に納付しなければならない。
５　前項の違約金の請求は、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。
６　第一項による契約の解除に伴うライセンスの返還や手続きに要する費用は、一切を乙が負担する。
７　甲は、第一項に定める場合のほか、契約の履行が完了しない場合において、特に必要があるときは、甲乙協議のうえ、契約を解除することができる。

（暴力団等排除に係る解除）
第１３条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
（１）　役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
（２）　暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
（３）　役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
（４）　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
（５）　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
（６）　本契約に係る下請規約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約」という。）に当たって、その相手方が上記（１）から（５）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
（７）　本契約に係る下請契約等に当たって、上記（１）から（５）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（６）に該当する場合を除く。）において、甲が乙に対して下請契約等の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
（８）　本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
２　前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の１００分の１０に相当する額を損害賠償金として甲の指定する期間内に納付しなければならない。

（権利義務の譲渡等）
第１４条　乙は、甲がこの契約により使用しているライセンスに対し、債権その他の担保権を設定してはならない。
２　乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、予め書面による甲の承認を受けた場合はこの限りではない。

（ライセンスの引渡）
第１５条　乙（乙の委託を受けた者を含む。以下、本条において同じ。）は、ライセンスの内容が契約通りであることを十分確認したうえで甲に引き渡すものとする。なお、納品は使用期間開始日前に完了し、甲による確認を受けなければならない。

（ライセンスの使用管理）
第１６条　甲は、善良な管理者の注意をもってライセンスを管理しなければならない。

２　乙は、甲の故意又は重大な過失によってライセンスの機能に影響を与える被害が発生したときは、甲と乙が同意して選出した第三者の損害に対する評価に基づき、甲に対してその賠償を請求することができる。
３　甲は、ライセンスを第三者の権利の目的物とすることはできない。
４　甲は、ライセンスを第４条に定める場所から移転する場合は、予め乙の承諾を得るものとする。

（秘密保持及び個人情報の保護）
第１７条　乙（乙の委託を受けた者を含む。以下、本条において同じ。）は、この契約による事務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、これらの秘密を他の目的に利用してはならない。
２　乙は、個人情報の取扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
３　前二項の義務は、本契約が終了又は解除された後においても同様とする。

（契約内容の変更）
第１８条　甲及び乙は、必要があると認める場合は、協議のうえ、この契約の内容を変更することができる。

（事情変更による契約金額の変更）
第１９条　契約締結後において、経済情勢の激変等により、契約金額が著しく不適当と合理的に認められる場合は、その事情に応じ甲及び乙は、協議のうえ、契約金額を更改することができる。

（管轄裁判所）
第２０条　本契約に関する訴訟については、奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（契約に係る経費）
第２１条　本契約の締結にかかる経費については、乙の負担とする。

（補則）
第２２条　この契約書について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、これを定める。

本契約の証として本書２通を作成し、甲乙双方が記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和６年　　月　　日

甲　奈良市登大路町３０番地

奈良県教育委員会事務局教育次長　　山　内　祐　司

乙　○○○○○○○○

○○○○○
○○○○○

別　記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（収集の制限）

第３　乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第４　乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（漏えい、滅失及びき損の防止）

第５　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（従事者の監督）

第６　乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

２　乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第７　乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第８　乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

（資料等の返還等）

第９　乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

（取扱状況についての指示等）

第10　甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

（事故発生時における報告）

第11　乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（損害賠償等）

第12　乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

２　甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

（公契約条例に関する遵守事項）

公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

1　奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

2　本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア　最低賃金法第４条第１項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第３条に規定する最低賃金額（同法第７条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第 11 条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。

イ　健康保険法第 48 条の規定による被保険者（同法第３条第４項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ　厚生年金保険法第 27 条の規定による被保険者（同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ　雇用保険法第４条第１項に規定する被保険者について、同法第７条の規定による届出を行うこと。

オ　労働保険の保険料の徴収等に関する法律第４条の２第１項の規定による届出を行うこと。

3　本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。